

総合計画／実施計画書 兼 事務事業評価シート

事業期間 H21 ～ H23

担当部局	部局名	総務部
	課室名	総務課

1. 基本施策名等（基本計画における「基本施策名」等を記入）	
基本施策ID	基本施策名
7 - 1 - 1	情報を適切に管理し、共有化を進める
重点施策ID	重点施策名
7 - 1 - 1 - 2	情報公開の積極的な推進

2. 事業名等	
事業名	情報の公開及び個人情報保護
事業区分	② ①新規 ②継続 ③その他 ()
細事業名	① ①毎年 ②隔年 ③その他 ()
事業主体	市
事業種別	① ①自治事務 ②法定受託事務
実施期間	平成 17 年度 ～ 平成 23 年度
根拠法規	情報公開条例、個人情報保護条例、附属機関等の会議の公開に関する要綱
各種の計画への反映 (=根拠計画)	
事業ID	

3. 事業の内容等											
事業の背景	<ul style="list-style-type: none"> 透明性の高い行政運営の確立 市と市民との協働を図るための手段として必要 行政における個人情報の適切な管理と収集が、個人情報保護の意識の高まりから、より必要となった。 										
補助事業	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>補助率</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1/</td> <td>1/</td> <td>1/</td> </tr> </table>	名称	補助率	国	県	その他			1/	1/	1/
名称	補助率	国	県	その他							
		1/	1/	1/							
起債の種類	① ② ③										
事業の目的及び対象	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民との情報の共有化 透明性の確保 個人の権利、利益の保護 <p>【対象】</p> 市民等										
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開条例に基づき、市民等からの情報公開の請求に対し対応する。 個人情報保護条例に基づき、個人情報の適切な管理と収集を行う。 市が主催する各種審議会等の会議は原則公開により行う。 										
前年度の評価	E										
維持											
評価結果に基づき見直した内容											

4. 予算・決算の状況		(単位：千円)						
財源内訳		H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23～
予 算	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源							
	計	0	0	0	0	0	0	0
決 算	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源							
	計	0	0	0	0			

5. 実績及び達成目標等							
過去3年間の事業実績と課題							
平成18年度	<p>【実績】</p> 情報公開件数29件（うち任意的公開10件） ※任意的公開：旧町村時代の公文書の公開						
平成19年度	<p>【実績】</p> 情報公開件数 27件（うち任意的公開19件）						
平成20年度	<p>【実績】</p> 情報公開件数19件（うち任意的公開4件） 個人情報開示件数1件 公開する会議の参加者数2人						
課題	情報公開及び個人情報保護については、条例に基づきより一層適切に行うとともに、会議の公開の周知等を行い開かれた市政を推進する必要がある。						
達成目標と前年度までの進捗状況……事業成果の目標となる指標と目標数値							
活動指標	公文書の公開請求等への対応件数						
効率指標	-						
成果指標	情報公開件数 (個人情報開示請求件数+情報公開請求件数+公開する会議の参加者数)						
単位	件						
年度	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	備考
種別	件数	件数	件数	件数	件数	件数	
目標値			27	30	40	40	
実績値	26	29	27	22			
達成率			100%	73%			
備考							

総合計画／実施計画書 兼 事務事業評価シート

評価対象年度 H20 年度

評価実施年度 H21 年度

担当部局	部局名	総務部
	課室名	総務課

6. 前年度の事業評価				評価に関する視点	
事業の 必要性	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	5	時代や市民ニーズの変化への対応、事業目的の緊急性、重要性、さらには他の自治体の動向等を踏まえて評価する。	
理由	民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進及び個人情報の適正な取り扱いによる個人の権利利益の保護は、行政に求められている重要な事項であるため。				
行政の 与	1 2 3 4 5 不要 ← → 必要	評価	5	この事業は行政が実施しなければならない事業なのか、民間でサービスを提供できないのか等、民間との役割分担を考慮して評価する。	
理由	行政がその責務において行う事項であるため。				
手段の 妥当性	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	4	行政がこの事業を行うこととした場合、事業実施の方法は妥当か、効率的な方法なのか等、外部委託や受益者負担等を含めて評価する。	
理由	情報公開による公文書の公開及び個人情報の管理については、適正な基準に基づき行っているため妥当である。また、より透明性の高い市政をめざし、平成20年度から会議の公開制度を実施している。				
事業の 効果	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	3	事業の効果は上がっているのか、事業は効率的に実施できたのか、事業経費は事業実績と比べてどうか等、費用対効果も含めて評価する。	
理由	情報公開条例に基づく公文書公開及び個人情報保護条例に基づく個人情報の管理等を行っており、一定の効果をあげている。また附属機関等の会議の公開制度を20年度より実施しているが、この制度の見直し等を行い一層の充実を図ることにより透明性の高い市政の実現が期待できる。				
事業の 算	1 2 3 4 5 減額 ← → 増額	評価	1	全ての行政経費の削減が求められる中で、予算を減額できないか、できないのであればその理由はなぜか等、事業経費の面について評価する。	
理由	予算措置の必要はない。				
人 体 制	1 2 3 4 5 減員 ← → 増員	評価	3	事業経費と同様、職員全体を削減せざるを得ない状況の中で、組織の見直し、グループ制の活用、外部委託等の様々な手法を含めて評価する。	
理由	現状による体制が必要である。				
事業 規模	A B C D E F 廃止 終了 統合 縮小 維持 拡大	評価	E	今後の事業規模の方向性について、事業の必要性、緊急性、事業経費や担当職員数の増減等を検討し、社会情勢や市民生活への影響等も十分考慮した上で、事業全体としてどのような方向へ進めていくのかを総合的に判断する。	
理由	情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、市の保有する情報の一層の公開を図るとともに、個人情報を適切に取り扱い個人の権利利益を保護する必要がある。また、市が行う会議の公開制度の充実を図り、開かれた市政を実現する必要がある。				
その他、特記事項	事業の内容や事業規模に関する意見、補足説明、事業改善の方向性等、特記すべき事項を記載する。				
平成20年度に附属機関等の会議の公開について要綱を制定したので、その実施について必要な見直し等を行い、より充実したものにす。					
部長	課長	班長	担当者	内線 E-mail @bungo-ohno.jp	